平成 20 年 8 月 15 日

株式会社 りそな銀行

投資型終身介護年金保険「介護応援団」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行(社長 水田 廣行)は、8月18日(月)よりマニュライフ生命保険株式会社が引受する投資型終身介護年金保険「介護応援団」の取扱を開始いたします。

本商品は、変額年金の資産形成機能をベースに、近年高まりつつある介護ニーズにもお応えする商品で、団塊世代及び団塊世代以上のお客様に共通の関心事である老後資金、健康・介護ニーズにお応えするものです。

<本商品の特長>

- 1.加入しやすく、支払基準が明確
 - ・簡易な告知(職業告知のみ)で、ご契約のお申し込みができます。
 - ・被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、介護 給付金をお支払いいたします。

2.ふやすチャンスと運用収益の受け取り

- ・国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産配分50%)で運用します。
- ・ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本 保険金額を上回っている積立金額の部分を限度として、基本保険金額を減額すること なく一部解約できます。(一部解約の特別取扱)

3.安心の最低保証

・運用成果にかかわらず、介護給付金・死亡給付金として基本保険金額の 100%を最低保証します。

商品内容の詳細につきましては別紙をご参照ください。

(別紙)

投資型終身介護年金保険「介護応援団」について

商品の特長

- 1. 加入のしやすさ
 - ▶ 簡易な告知(職業告知のみ)で、ご契約のお申し込みができ、介護保障・死亡保障が一 生涯続きます。 1
 - 1 介護給付金と死亡給付金は、いずれかのお支払いとなります。

2. 明確な支払基準

▶ 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、介護給付金をお支払いいたします。2

(その際の被保険者の年齢が 90 歳以内であれば、介護年金でのお支払いもご選択できます。 3)

- 2 被保険者がご契約日前に公的介護保険制度の要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明した場合、介護給付金はお支払いできません。
 - (この場合、介護時保証特約を無効とし、ご契約は消滅します。ご契約の消滅にと もない、一時払保険料をご契約者にお返しします。)
- 3 介護年金のご選択は、介護給付金の請求時となります。
- 3. ふやすチャンスと運用収益の受け取り

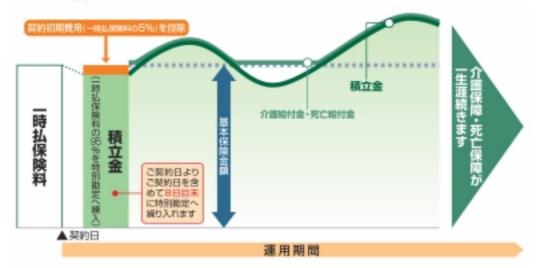
国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産時配分50%)で運用します。 4

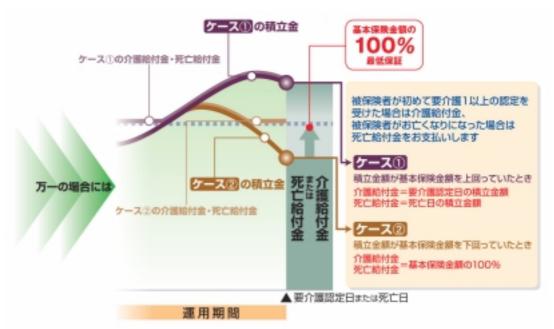
- ▶ 運用実績により、介護給付金額・死亡給付金額の増加が期待できます。
- ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回っている積立金額の部分を限度として、基本保険金額を減額することなく 一部解約できます。(一部解約の特別取扱) 5
 - 4 契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。 また、特別勘定での運用期間中は、保険関係費および運用関係費がかかります。
 - 5被保険者様の年齢が80歳以下であることなどが必要です。

4. 安心の最低保証

- ▶ 運用成果にかかわらず、介護給付金・死亡給付金として基本保険金額の 100%を最低保証します。 6
 - 6 ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料 を下回ることがあります。
- 5. 介護給付金受取人の指定
 - ▶ 被保険者または死亡給付金受取人のいずれかを介護給付金受取人としてご契約者様が 指定できます。
 - ▶ 介護給付金受取人が被保険者の場合、ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求 人を指定することができます。 7
 - 7 被保険者と同居し、または生計を一にしている戸籍上の配偶者・3 親等内の親族、 または直系血族に限ります。

【イメージ図】





上図は、介護保障・死亡保障が継続した場合および要介護認定日または死亡日の積立金額が基 本保険金額を上回った場合と下回った場合の例です。将来の積立金額、介護給付金額・死亡給 付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものです。

本商品に関する特にご注意いただきたい事項

ご注意 運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用 しており、運用実績が積立金額・将来の介護給付金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約し た場合、解約返戻金額と介護給付金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回る ことがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険 種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

ご注意⚠️ 本商品にかかる費用について

本商品にかかる費用の合計は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となり ます(ただし、特定のお客さまには、別途、介護年金管理費または年金管理費がかかりますのでご注意 ください)。

■契約初期費用(ご契約時)

ご契約の締結等に必要な費用です。

ご契約日よりご契約日を含めて8日目末に、一時払保険料の5%を契約初期費用として一時払保険料 から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。

- ■保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)
- 保険関係費は、介護給付金・死亡給付金の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必 要な費用です。
- 運用関係費は、特別勘定の運用にかかわる費用です。特別勘定の投資対象となる投資信託の 信託報酬(注)等が含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来 変更される可能性があります。
- 特別勘定での運用期間中は、毎日、次の費用(各年率に 1/365 を乗じた金額)を積立金から控除 します。

保険関係費	特別勘定の資産総額に対し年率 2.2%
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬(注1))
	年率 0.294%(税抜:年率 0.28%)程度 ^(注2)

(注1) 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の

息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。 また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映すること となります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。



- (注2) 特別勘定は、5つの投資信託に分散投資されています。上記の運用関係費は、その5つの投 資信託の各信託報酬を資産配分の比率に応じて算出しています。そのため、時価変動等によ り資産配分の比率が変動した場合、上記の運用関係費は変動いたします。
- ■介護年金管理費(介護年金支払期間中)

介護年金のお支払いの管理にかかる費用です。

毎年の介護年金支払日*に、介護年金支払日の責任準備金額の0.4%を責任準備金から控除します。

- *介護年金支払開始日およびその後に到来する介護年金支払期間中の毎年の介護年金支払開始日 の応当日のことをいいます。
- ■年金管理費(遺族年金の年金支払期間中)

遺族年金のお支払いの管理にかかる費用です。

毎年の遺族年金の年金支払日に、遺族年金の年金額の1%を責任準備金から控除します。

【その他の注意事項】

- ・この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありませんので、 預金保険の対象とはなりません。
- ・この商品は引受保険会社および募集代理店である銀行による元本・利回りの保証はありません。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減 されることがあります。なお、生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により 保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した死亡保険金額・年金額等が削減されることが あります。
- ・生命保険の募集において、銀行は募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約の媒 介を行い、保険契約締結の代理権はありません。
- ・保険業法上の規制にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「当社への融資お申込み状況」等により、り そな銀行で申込みいただけない場合があります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要 /注意喚起情報)」および「商品パンフレット」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のし おり/約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。